

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）（衆議院提出） 要旨

本法律案は、デジタル社会の進展など、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、国民の利便の更なる向上等を図る見地から、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政書士の使命

現行の目的規定を改め、行政書士の使命を明らかにする規定を設ける。

二、職責

行政書士の職責を明らかにする規定を創設し、デジタル社会の進展を踏まえた対応等を職責として規定する。

三、特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士の業務範囲を拡大し、特定行政書士は、「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申立ての手續について代理等を行うことができることとする。

四、業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」との文言を加え、趣旨の明確化を図る。

五、両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対する罰則及び行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備する。

六、施行期日

この法律は、令和八年一月一日から施行する。